

**桜井市ふるさと寄附金返礼商品開発及びふるさと寄附金返礼商品協力事業者募集要領****I. 募集期間**

随時募集

**II. 応募方法**

1. 様式第1号の申請書に必要事項を記入し、様式第1号-2（お礼の品概要説明）とお礼の品画像、様式第2号の誓約書を添えて桜井まちづくり株式会社まで持参又はメールで提出ください。なお誓約書は原本をご提出ください。

**III. 応募の要件**

1. 事業者は、原則として本店、支店、営業所のいずれかを、桜井市内に有する法人または個人事業主であること。
2. 市税等に滞納がないこと。
3. 代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者。
4. お礼の品は、桜井市内で製造・加工・採取・栽培等をしている商品または市内事業者が役務の提供（サービス・宿泊・体験企画等）をしているものとし、全国に向けて桜井市の魅力発信に繋がるような商品であること。  
または、桜井市の広報の目的で生産された桜井市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から桜井市独自の返礼品等であることが明白なものであること。
5. お礼の品の点数は、特に上限はありません。但し、桜井まちづくり株式会社が必要と認めた場合は制限を求めることがあります。
6. お礼の品は、1品あたり納税額の3割以内（商品代、梱包代、消費税等の経費を含む。送料は実費を別途請求してください。）とします。
7. 商品は、「単品」「詰め合わせ」のどちらでもかまいません。
8. お礼の品発送については、市内に事業所がある場合は、原則桜井まちづくり株式会社が指定する配送業者を使用し、商品は各社にて梱包、発送をしていただきます。

**IV. ふるさと寄附金返礼商品及びふるさと寄附金返礼協力事業者の承認**

1. 応募いただいたふるさと寄附金返礼商品及びふるさと寄附金返礼商品協力事業者につきましては、選考委員会において選考を行います。
2. 選考委員会における選考結果については、申請者へ通知いたします。
3. ふるさと寄附金返礼商品及びふるさと寄附金返礼商品協力事業者の承認の有効期間は、業務委託契約締結日の含む年度の3月31日までとなります。
4. ふるさと寄附金返礼商品及びふるさと寄附金返礼商品協力事業者の承認の有効期限30日前までに申出がない場合は、参加申請書・返礼商品概要説明を再提出する

ことなく翌年度の承認を得ることができます。

5. 選考委員会が、ふるさと寄附金返礼商品として適当でない、又はふるさと寄附金返礼商品協力事業者として適当でないと認めた場合は承認せず、また承認を得た後であっても適当でないことが判明した場合には、承認を取り消すことがあります。
6. 商品発送に関する連絡等は桜井まちづくり株式会社が業務委託した会社・団体より連絡を行います。

## V. 契約・支払方法

1. 承認を受けたふるさと寄附金返礼商品協力事業者は桜井まちづくり株式会社ならびに桜井まちづくり株式会社が業務委託を行う事業者とふるさと寄附金返礼商品の配送に係る業務委託契約を締結します。契約期間は、契約日から契約年度の3月末日までとします
2. 事業者は、お礼の品の金額に件数を乗じた額を、桜井まちづくり株式会社に請求書を提出します。
3. 桜井まちづくり株式会社は、毎月15日までに桜井まちづくり株式会社へ到着した請求書記載の金額を確認の上、メ切後60日以内に振込手数料を差し引いて事業者へ支払います。

## VI. ふるさと事業者のメリット

1. 承認されたふるさと寄附金返礼商品及びふるさと寄附金返礼商品協力事業者については、ふるさと寄附金返礼商品用ホームページや広告物にてふるさと寄附金返礼商品名及び画像等を掲載します。

## VII. 個人情報の取扱い

1. 本事業で得た個人情報の扱いについては、桜井市個人情報保護条例及び関係法令を遵守しなければならず、業務の遂行にあたり桜井まちづくり株式会社が提供した寄附者の個人情報については、ふるさと寄附金返礼商品の送付以外の目的に使用することはできません。ただし、寄附者からふるさと寄附金返礼商品協力事業者へ直接連絡があった等の経緯により改めて入手した個人情報についてはこの限りではありません。

## VIII. その他留意事項

1. その他応募及び業務の遂行に必要な事項については、桜井まちづくり株式会社と事業者双方で協議のうえ適切に対処する事とします。
2. 多くの企業から同一商品の応募があった場合、桜井まちづくり株式会社への応募の到着順に審査を行うため、先に応募いただいた企業のお礼の品をふるさと寄附金返礼商品に承認します。情報公開までにはデータの調整等システムの時間が必要となるため、データが整い次第、順次情報を公開していきます。
3. 国からの通達またはふるさと納税制度の改変により要項が改正された場合は予め通知し返礼商品の削除・変更をお願いする場合があります。